## 司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会 小学生からの法教育 〜親子法律教室の取り組みを題材として〜 (4-4)

2015年6月21日(日)午後1時30分~午後4時45分 京都司法書士会会館 にて

登壇者: 脇坂幸司氏 広島司法書士会(社会事業部)

> 金源成大氏 福岡県司法書士会

> > (会場参加) 中山浩一氏 (会場参加) 椛島浩二氏

松本榮次氏 兵庫県西宮市立小学校教諭

小平智志氏 京都司法書士会

進行役: 浅井 健氏 司法書士法教育ネットワーク事務局次長

## 【第3部】

会場討論:「小学生からの法教育の提案」

浅井

そうしましたら、意見交換会を進めていきたいと思います。

最初に、会場討論発題としまして、今回、京都司法書士会も、今回初めて親 子法律教室を開催しました。そのあたり、どうだったのか。なぜ始めたのか、 やってみてどうだったか、反省点はどうか、親御さんや子どもたちの反応はど うだったのか、そういったことを京都司法書士会の小平さんに報告をいただい て、それをふまえて、討論、意見交換を進めていきたいと思います。

それでは、小平さん。

## ★討論発題:初めての親子法律教室事業 ~京都司法書士会の取り組み~

小平

京都司法書士会法教育推進委員会で委員長をしています小平智志と申しま す。僕の方から、京都司法書士会が取り組みました親子法律教室の開催状況に ついてお話しをさせていただきます。昨年度=前期(注:2年前)、初めて委 員長になりまして。まず、おととし、1年目は、日司連の方から親子法律教室 をやりませんかと通知が来ていたんですが、1年目はちょっと取り組みが難し く、来年やろうということにしました。で、2年目に開催についてどうしまし ょうとみなさんと話し合いをしたのですけれども。

その当時の京都司法書士会の、京都の法教育の事情なんですけれども。去年 の3月に、京都府の方で「消費者教育推進計画」が発表されまして、それに基 づいて、京都府の方で取り組みが進められているんですけれども。京都司法書 士会の方では、法教育事業というのと、消費者対策事業と2つあるんですが、 学校教育の方は法教育推進委員会が担当しておりまして。それまで、小学生に 対する法教育というものはほとんどやってこなかったという実績です。小学校 に対して法教育をしたいという意見は、委員の半分くらいは今まで他会でやっ ていた親子法律教室の見学に行っていましたので、だいたいどんな風にやるか というのを知っていたという状況がありまして、これはやろうかということに 決めました。

最初に問題になるのは予算。日司連の方から予算が上限50万円と聞いていた のですけれども。最初に提案書を、予算書を出せ、ということを言われまして。 結局、広報費ということになるんですが。京都司法書士会の方では、親子法律 教室以外にも、「一日司法書士」という事業を毎年行っておりまして。そちら の方は、京都市内の高校にパンフレットといいますかポスターを作成しまして それを送る。それを掲示板に貼ってくださいと、そういうような形でしていた ので、それほど広報費はかからなかったんですが。小学生を集めるというとき

に、小学校の掲示板を見て小学生が行きたいと思うかというと、思わないでしょう。どう集客すればいいのかと考えたとき、どう考えても、小学生に対してチラシというか、学校からのおたよりという形でお渡しして、それをお家の方に見ていただいて、お家の方から応募してもらうという形にしないと、小学生は集められないだろうと思いまして。そうなると、小学生の人数分の印刷が必要になってくる。それを分けて小学校に送ると。そういうことをしないと、ざう考えても小学生は集められないと思いまして。あとは、範囲ですね。京都市内にするのか、京都府下全部の小学校に送るのか、予算を考えた結果、京都市内の学校に絞って送ろうということになりまして。教育委員会に、京都市内の全での小学校の人数を教えていただいて、その人数分の印刷をして配布しました。それにどうしても費用がかかってしまったんですけれども、なんとかそのへんを調整させていただいて、なんとか小学生を集めることができました。

結果的に、30名の定員として募集をさせていただいたのですが、43名の応募がありました。30名の条件だったので抽籤をしようと思っていたんですが、全部受け入れられないかという意見が出て。会場が、ここから西に歩いて数分の「子ども未来館」というところなんですが。そこに実際に行きまして、43名入るか、会場の大きさを確認に行って、ぎりぎり大丈夫だということで、消防法の関係で椅子の数が決まってましたがギリギリ大丈夫だと。結局、43名全員、来てくださいと通知を出しました。直前、3名が当日行けないと連絡をいただきまして、結局、40名で開催させていただきました。

させていただいた感想なんですが。まず、第一に、最初の段階でスタッフが少なくて、最初の段階、始まる前に来てくれていた子どもとチューターとの間で、なかなかコミュニケーションがとりづらかったというのが一点。それから、一番最初に京都司法書士会の会長に挨拶をいただいたんですが、とにかく堅い。とにかく堅い。いや、そんな話、小学生は誰も聞かないぞ、というような話をしていただきました。ちょっと、最初に緊張している中での話なので、もうちょっとどうかなと思いながら。その後、浅井さんに、アイスブレイクとか、もう少し和やかな説明をしていただいて、少しなじんだ感じで、その後させていただきました。

内容につきましては、初めてやったということもあって、若干、時間配分が間延びしたかなという感じになってしまったんですが。アンケートを見てみると、概ね好評だったのかなと思っています。ちなみに、アンケートの集計で、親御さんの集計なんですけれども。「どこで知られましたか」という問いに、ほとんどが「学校からのお知らせ」と。39人中36人が、学校からの通知を見て応募していただいた。ちなみに、新聞広告もしております。なので、広報の方法としては、学校からの通知と、新聞広告と、京都司法書士会のホームページにも掲載しました。実際は、新聞広告、ホームページを見てというのは0人で、ほとんどが学校からのお知らせ、あとは、知り合いからこういうのがあるよと聞いたということで、学校からのお知らせがほとんどでした。

ざっくりとした意見で、「とても良く分かった」という方が半分くらい。「よく分かった」も半分くらいいただいていまして。親御さんとしても、一定の評価があったのかなと思っています。いくつか、こういう風にした方がいいのではないかということで。もう少し、どちらかというと、子どもの意見を聞いて、親御さんの意見を聞いてという形だったのですが、その意見を聞いたうえで、それは実際はどうなんだという、結論づけた方がいいのではないかという意見もいただきましたが。そもそも、趣旨的に、それは善い、悪いと限定するような教材ではなかったですし、全体的には良かったんではないですかね、と思います。

反省点としましては、先ほど言いましたとおり、「親子」の法律教室という

題名なのですが、親御さんと子どもさんとの関係というか、関わるところがもう少しあってもよかったのかなと思います。互いに、子どもの意見を聞いて、親御さんの意見を聞いて、という感じだったんですけれども。親御さんの意見がなかなか出ず、もう少し、親御さんの意見を引き出せるような方法があれば良かったかなと思います。

- 浅井 ありがとうございました。私も実際に京都の親子法律教室に参加させていただいて、アイスブレイクとか、チューターとか、させていただきました。初めてやる割には、うまくできたかなと、勝手な自画自賛のところも多いですが。ネットワークからのアンケートにも質問がありましたが、親子法律教室の準備段階で、小学生の子どもたちに法律を教えるというとについて、難しいという予想とか、どのように具体的に考えておられましたか。
- 小平 そうですね。内容については、私も東京司法書士会で行っていたものを見学したことがあって、それほど小学生にとって難しい内容だとは感じていなかったのですが。アンケートの内容を見る限り、子どもの方でもよく分かりませんという解答は、ちょっとしかなかったです。
- 浅井 実際、福岡県司法書士会が作られた「解釈のちから」というのは、非常に完成度が高いというのと、さきほど挙げられていた、法教育推進委員の半数くらいが他会の取り組みの実際の現場を見学して、そこらあたりの不安がなかったということでよろしいですかね。
- 小平 そうですね、事前に他会の様子を見ておくのは、開催するのに良かったと思います。
- 浅井 実際、各会の方でもどうでしょうか。広報のところで、学校に対して全部、 案内の全校配布に取り組んでおられましたでしょうか。
- 脇坂 広島司法書士会では、県内の小学校の3年生、4年生、5年生にチラシを作成したうえで、配布をしています。直接配布・発送をするのではなくて、県教委の後援をいただいている関係で、教育委員会のシステムとして、各校に送るシステムというのがあって。教育委員会のボックスにまとめて持って行けば、そこから市教委さんとか県教委さんが各校に発送するシステムになっていますので。そんな感じで結果的には、3、4、5年生のすべてに行き渡ったということになっています。
- 中山 福岡司法書士会の広報につきましては、今、お話しがあった広島司法書士会や東京司法書士会では教育委員会にお手伝いをしていただけるということでしたので、福岡でも聞いてみたのですが、うちはそのようなことはやっていないということでしたので、自分たちで、発送業者に委託して、発送していただきました。数は、福岡市内の市立小学校5、6年生で26000枚。36組の募集に対して、53組応募がありまして、はずれの人が多くなってしまうので、少し増やして、42組を当選とさせていただきました。
- 浅井 そういう広報というのは、子どもたち全員に行き渡るという形と、規模を考えていかないといけないなということですね。教育委員会のご協力も自治体ごとの決まりがあって。京都は、教育委員会の協力はいただけなかったですよね。

- 小平 教育委員会は、京都府、京都市とも後援のお願いに行きまして、後援はいただきました。他会で、教育委員会経由で小学生に自動的に配布してもらえるシステムがあるということを聞いたので、それはいい、京都もそういうシステムはないですかと尋ねたところ、ありませんということで。それで、自分たちで発送させていただきました。
- 浅井 保護者の方々の参加というところですが。京都司法書士会では、保護者席を 別に設けてやったんですけれども、福岡県司法書士会でも、保護者席を設けて やられたと思うんですけれど。保護者の方々の感想、評価は、どんな感じでし たでしょうか。
- 中山 続けて、中山です。福岡では、講師は隣の椛島がやりましたが、おとなの対応は、私がチューターをしました。さきほど、松本さんのお話にもありましたように、悪いきまりだという意見が多数でしたが、その後、お子さんたちの意見を聞いたり、他のおとなの意見も聞いたうえで、もしかしたら善いきまりかもしれんなと考えが変わった方もいらっしゃいましたし、終わった後にすぐ、参加されたお子さんと私の班にいた親御さんと話をして、意見がぜんぜん違う。お子さんは、枠よりはみ出すくらい悪いきまりだというところにシールを貼る。一方、お父さんは、最初は悪るかったけど、他の方の意見をきいて、ちょっと良いか、というところにシールを付けられた。なので、親子で意見が違うので、どうだった、という話を部屋の隅で親子でされていました。
- 浅井 そういうように、親の意見を聞いて、逆に、子どもがそれを見て、子どもたちの 意見はこうだけど、親の意見はこんなことみたいだよ、ということを聞いたときに、 子どもたちの反応はどうでしょうか。
- 金源 あんまり、子どもの方は、親の意見を聞いても、ざわついたりということもなかったですね。なんか、おとなは変なことを言ってるな、というくらいの感じでしたかね。
- 桃島 自分が講師をさせていただいたんですが、じゃあ、おとなの意見も聞いてみようか、ということでおとな班から意見を出してもらっても、できるだけ、おとなの意見とは対局の意見を言ってくれた子どもには、「でも、○○君は、違う意見なんだよね」とそれはそういう意見もあるんだなと紹介しましたが、あえてそれを子どもたちに、それを受けてまた話し合いをしてもらったりということはしていません。
- 浅井 実際、例えば、学校の中で、これは松本さんにお聞きしたいのですが、各班の意見交換で、この班はこうだ、この班はこうだ、いろいろ意見が出ると思いますが、 そういうやりとりの中で、お互いに子どもたちが気づく、お互いに気づくような工夫、何かされているのでしょうか。
- 松本 グループの中や、他の班とお互いの意見が違ってくることが多いので、そのときは、理由ですね。なんでそう考えたのかという理由。それが納得できるかできないかということ。納得できる理由の意見だったのかを考えさせるということですね。
- 浅井 意見交換ばかりではなくて、なぜそう考えたのかということについて、きちんと 理解して進めていくとくことが必要ということですね。京都司法書士会は、初めてやってみて、子どもたちの意見は。広島の話にも、教

えることによって教えられると、そういう話があったと思うんですけれど。そのあ

たり、初めてやってみて感じたことはありましたか。

小平 そうですね、どちらかというと、親御さんの意見の中に結構多かったのは、「こ んなに子どもの意見が出るとは思わなかった」という感想が多かったです。僕も思 った以上に子どもの意見が多様に出て、すごく考えているなと思わされました。

浅井 親御さんにとっても発見があった。我々が実際にチューターをさせていただいて いる中でも、子どもたちの活き活きしていた発言、発見というのが多かったかなと 思います。

いくつか質問が来ていますので、具体的な答えをいただければと思います。

(会場質問:Q) まず、手法的なところで、一つめ。具体的に福岡についての質問 なので。小学校での授業を 28 回されているということで、何人くらい講師をされ ているのか、どのくらいのペースでされているのか、講師に行かれる方の授業見学 とかされているのかということです。

やはり、福岡の中でも興味はあるけれどもどのように授業をしたらいいのか分か 金源 らないという方もいらっしゃいますので、県の中で法教育の先生として授業ができ るくらい、みなさんに教えなければならないということがありますし、各支部のエ リアの中でやることが多いので、各支部の委員会の中で経験者が教えていくという 態勢をとっています。

さきほど、私の話でもあったんですが、ちょっと気合いの入った人だと政治的な 話に持って行ってしまうので、そこはブレーキをかけながら。ここはこういうこと を伝えて、ここまでにしてくださいね、ということをお話ししたりします。

実際、授業で、大型のスクリーンにパソコンからつないで、まず、データを見せ ながらセリフをいいながら話を進めていくんですけれども。初めの頃は、授業をし ているのに力が入りすぎてしまうので、補助として1人、パソコン操作係として来 てもらってたんですが。やはり予算がかかるということで、司法書士会からお金が 出ているということで、なるべく1人で全部やるということで、今は、がんばって 1人で行くようにしています。今は、ちゃんと1人で行ってちゃんと授業ができる という人の名簿化を進めているところです。

福岡県司法書士会の場合は、県全体ではなくて支部単位で実施をしておりまし て、現在6支部あるんですけれど。支部によっては、紙芝居「解釈のちから」を熱 心にやる支部、「青少年のための法律講座」というパワーポイント教材を熱心にや る支部、寸劇を熱心にやる支部というようにいろいろあります。なので、集約はで きていない状況ですが、おそらく金源さんがいらっしゃる「解釈のちから」を熱心 にやっている支部では 10 人くらいいますし、私のいる支部は 5 人くらい、他の支 部でもできるものがいますので、合計すると 20 人弱くらい紙芝居はできる。講師 によって得意不得意の授業はありますが、紙芝居については、そのくらいいます。

浅井 (会場質問:Q) もう一つの質問ですが、一人でいくか、二人でいくか、どちらで もグループ学習をしますが、そのときはどうしていますか。各クラスに一人で行く ときの工夫、グループ討論をどうやって盛り上げていますか。

ふだんの授業として学校に行った場合は、基本は班形式にはしてもらっていませ 椛島 ん。スクール形式で、普段の授業の形式で一人ひとりに考えてもらうという方法で やっています。

浅井 司法書士が行って、クラスの中でいきなりグループ学習というのは難しいです

23

中山

カュ?

松本 普段、班活動というのはどこの学校でもたいがいやっていますから、すぐできる と思いますけど。

浅井 45分の短い授業の中でという難しさもありますが、今後の課題として、一人講師で行ったときもグループ学習ができるようになっていきたいですね。

(会場質問:Q) 福岡に質問ですが、8月と2月に親子法律教室をされていますが、何か違いがありましたか。

中山 お手元の資料で2回になっていますが。1回め8月のものは広報部の企画で、 我々の当時の法教育推進委員会は授業だけをやってくれと頼まれて実施したもの です。企画から広報まで全て法教育推進委員会で実施した2月のものとは違い、参 加者も少なかったので。

浅井 部門が違うところの企画だったので、参加人数とかも違ったのですね。 他の会の方にも聞きたいのですが、実際に準備といいますか、特に広島会の場合 は中身から考えておられますが、いつ頃からスタートされているのですか。

脇坂 例年、たぶん8月か9月あたりからスタートしてます。その間ずっとやっている わけでもないですが、会議なども月1回くらいのペースから始まって、直前になる と回数もつまってきますが。

浅井 福岡はどうですか。

金源 私たちのは、すでに教材もあるし、実際の授業でやっているのと変わりませんので、あとは場所を押さえたりとか。一番気になっているのは年内(12月まで)よりも、年明けの方が、これは私たちの都合なんですがいいんじゃないかなと。だけど年度末になりすぎるとまた微妙なので。2月だとインフルエンザがはやったりもするのでたいへんだなと。でも、それくらいしかなかったのもで、どきどきしながらやりました。

浅井 京都はどうでしたか。

小平 まず、日司連の方からの打診があるのが、7月か8月頃だったか、その時にやるかどうかまず決めまして、場所の押さえが半年前からだったので 10 月頃に押さえて。後は、人数を集めて誰が何をやるかを決めて、実際は3月 21 日に実施したんですが、年が明けてからいろいろやっていけばなんとかなるかなという感じでした。

浅井 (会場質問:Q) 特別支援学校での実績はありませんか、という質問ですが。

脇坂 広島の過去の例として、手話通訳の方が必要な生徒さんが参加されたことがありました。その時にはそういう対応をしたことはあります。

金源 特別支援学校での実績自体は無いんですが、私が北九州で実施した中学校の生徒 さんの中に手話通訳の必要な方がいて、通訳さんが全部手話で通訳してくれまし た。その方にも手話で意見を言ってもらいましたが、何も問題はありませんでした。

- 浅井 質問をいただいたAさん(注:会場参加・特別支援学校教員)、実際、支援学校 でもこういった授業は可能でしょうか。
- 会場A 過去2年間、大阪司法書士会さんに来ていただいて(別のテーマで)やりましたが、この教材もやれるんではないかなと思っています。希望があれば。支援学校の子たちにも必要なものなのかなと。支援学校の場合は、高等部くらいの段階になるのかなと思いますが。
- 浅井 (会場質問:Q) この教材で答えが無い、結論が一つではない、というところ。これを聞いた子どもさんたちの反応、親御さんたちの反応というのはどうでしょうか。
- 桃島 感想にもあったんですけれども、逆に答えが無いからこそ考えられるし、意見も言いやすい。答えがないし、どう思ってもらっても間違いじゃないし、というところを伝えたんで、それは考える授業として良いのではないでしょうか、と思います。
- 脇坂 基本的には、広がりをもった解答がでるような質問というのを常に考えています ので、結論よりも理由について、自分でしっかり考えることが必要だという観点か ら、そういうような結論のないものでもいいのかなと。
- 金源 結論がないという終わり方をすると、子どもたちは逆に戸惑ってしまうという姿も何回か見まして。授業が終わってから男の子が来て、「結局、橋は渡っていいんですかっ?」といわれて「それは、自分で考えるんだよ」と言って帰るんですけど。やっぱりちょっともやもやするよなと思うんですけど。プラスα、私は自分で授業をするときには、みなさん、これからずっと生きていくうえで、いろんな選択を日々しなければならないんだよと、そして、間違って後悔せんような選択をやっていかないといけないんだから、というような話をして、分かってもらうようにしています。
- 浅井 小学校の先生の立場として、学校では、正解を教えないと、そういった考え方が あると思いますが、正解が無いというような授業の展開、こういう授業はどうなん でしょうか。
- 松本 恐らく、これからの学校の教育では、このようなタイプの学習が求められていると思います。実際にも子どもたちが社会に出ていくときに、解決策が分からない、答えがわからないということはたくさんあります。そういう経験をたくさんしないといけないと思います。でも、教師の方は総合の授業はイヤなんですね。答えがないということで、教師の方は不安になって、答えが分からないならちょっとやめておこうかになりやすいです。答えがハッキリしていると教えやすいのです。非常に矛盾しておりますが。
- 浅井 学校の先生方も慣れていないんですね。実際に提案されたとき、どんな感じでしたか。
- 松本 ですから、ぜひ、やってみたいという人と、う~ん・・・という人がいます。
- 浅井 (会場質問:Q) この紙芝居、どなたでもできる、一度見ればどこの学校でも、ど の先生でもできるということを言っていただいたのですが。たとえば、福岡ではか なり実績があるということですが、例えば、司法書士会さんが来なくても自分たち

でできるよ、紙芝居は教師の方でできますよというようなところはありますか。

- 金源 それは理想で、学校の先生が実際にやってもらえるように意図して作ったんですが、実際に私たちが行くと、その学校の先生が言われたのですが、ホンモノの人に授業をしてもらいたいんだ、ということを言われて。まだ、その段階には至っていないのかなと。実際に学校でも自主的にやっていただきたいというPRもしながら、ニーズがあれば私たちが行って授業をさせていただくというのが、今の福岡のパターンです。
- 浅井 (会場質問:Q) 法の解釈における安定性、判例などをつみかさねた法理論からこうなるべきというところと、逆に法解釈における柔軟性とのバランスについて、どう教えていくかということについて、ご意見があればということで。
- 株島 先日行った親子法律教室でもお話ししたんですが。法というのは、多くの人間が 必要だと思って作られているわけですし、当然、多くの人間がこれはおかしいと思 えば変えられるわけですし、必要だと思えば新しい法律を作るわけで。それが難し く言えば法律なんじゃないかなと思っているので。世論といいますか、同じ意見で あれば変えられるんですよ、ということを伝えられればいいと思います
- 浅井 今までのいろいろな法改正があったのは、そういったところから出てきているのであって、こういった意見があって法改正があったんだよということを伝えられればいいということですね。
- 脇坂 難しい質問ですが。例えば、中学生か高校生くらいになってくると、ルールがあってもそれを変える必要性なども教えられる、そういう教材もいいかなと思います。一方、小学生ですと、まずルールを守りましょうということをまず伝えるのかなと。それとルールの可変性について教えるのは難しいかなとも思います。
- 浅井 確かに小学生にそういった部分を教えていいのかな、ということも思いますが。 お父さんでもある椛島さん、いかがですか。
- 椛島 自分の子どもに対して言うのは、司法書士というよりは親としての目線になってしまうのですが。個人的な意見としては、小学校で 45 分の授業の中で伝えられることは限られてくるし、たくさんのことを伝えるのはぼやけてくるので、一つに絞って伝えた方がいいと思っていまして。理想を言えば、この「解釈のちから」を受けて、さらにこの授業を受けた子には次はこんな授業をやってみようとステップアップできるようなプログラムができれば理想なのかなと思います。
- 浅井 学校で教える立場として、こういった違う意見のもの、学校の中でもいろいろトラブルがあったりして、意見集約するときの工夫、苦労されていることはありますでしょうか。法律という場面に限らずありますでしょうか。
- 松本 さきほどちょっと触れましたが、ルールがなぜ必要なのというときに、優れていると考えているのが、さっき紹介させてもらいました「無人島ゲーム」です。ロビンソン・クルーソーに似ています。「ロビンソン・クルーソー」という物語と、「15 少年漂流記」を読むのです。読んで、違いを考えていくわけです。要するに、一人で漂流した人と集団で漂流した人。そのへんをどう違うのかと考えていくと、無人島に着いたとき何をしたのかと、何をするべきかということを話し合います。水だとか食べ物だとか、いろいろ意見が出ますが、結局、一人で漂流した場合はルール

はいらない。集団で漂流したときは、必ずどこかでルールに突き当たります。どうしますか、と言っている間にルールの話が出てくる。何か決めなければなりません。例えば食べ物。私の実践の場合は、食べ物をどう分けますか、というところで「均等に分ける」という意見と、「食べ物を見つけた人がちょっと余分にもらっていい」という意見に分かれました。そこで、みんなで話し合いをするわけなのですが、「それは、何を話しているの?」という話をしていくと、一人の女の子が「これはルールを決めているのと違うかな」と言ったわけです。ああそうかと、そこで初めて、集団で生活するにはルールが必要なのだね、一人で漂流したときはいらないのだねと。そういうように考えていけました。

そういう意味で、これは優れた教材ではないかなと思っています。

浅井

ルールづくりという視点から、子どもたちの発想の中から自由に必要性に気づかせる。実際に子どもたちに気づいてもらいたいというか、なぜそうなのか、なぜこのルールがあるのか、というところに着目をしていただければ非常にありがたいのかなということ。そこから、最終、声を出していける子どもたち、将来、大きくなって意見を発信できる人へと進んでいってもらえればいいのかなと思います。

(会場質問:Q) 次の質問です。みなさんに。親子法律教室、小学校の授業でも、子どもたちが自由に考えて、意見を出せるというのが大切です。子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」を行使できる子どもを育てて、これを保障するという観点からもこれらの取り組み、実践には非常に意義がある。実際に、私たちが教育に行くと、教える、教えられるという立場になるので、子どもたちが実際に、こう言ったらこう言われるかなとか、これはどうかなと萎縮するのではなく、ありのままに発言できるように、授業において気をつけておられることがあればご紹介いただければなと思います。

金源

やっぱり、どんな意見が出ても否定しない。ああそうか、そういう意見があるかと。実際、授業をやっていくとだいたい出てくる意見は想定内の意見が出るんですが、それでもむちゃくちゃな意見が出てくることもあるんですね。そこでまったく違うやろう、とは言わないようにして、「なるほど、そういう意見もあるんだね」というふうにやっていくと、何だよ、結構ここまで言っていいのかというような感じで、いろいろ意見が出ることがあります。

脇坂

いきなり大人数の前で口頭で発表をするというのは、子どもたちにはハードルが高いので、とりあえず、ワークシートの中で自分の考えを整理する。自分の考えていること、意見をワークシートに書いてみる。それをもとに、一種の原稿じゃないですけれども、それをもとにみんなの前で発表する。最初のハードルを低くして、だんだんステップアップしていくと、子どもたちも意見を話しやすいのかなと思います。

浅井 | 否定しないということと、一度書いてみさせるということですね。

小平

当然、雰囲気づくり、話しやすい雰囲気を作るということが必要なんじゃないかなと思います。僕の方では、子どもさんが言ってくれたことに対して、僕なりに解釈というか、分かりやすく「こういうことですね」と確認をして、ありがとうございます、と言って進めました。

浅井

傾聴というか、ちゃんと繰り返して、発言してくれたことに対して感謝、ありが とうございますと言って進めたということですね。さっき言っていましたが、答え がないんだよ、何を言ってもいいんだと安心感を与えるのは大事ですね。 脇坂

もう一点、子どもたちが何かみんなの前で発言をした場合には、その場でスタッフとかチューターを含めてみんなで拍手をするんですね。それによって、自分の意見が承認、認めてもらえたという、そういう雰囲気づくりもしました。

浅井

述べた意見に対して「はい、拍手!」ということで盛り上げるんですね。実際に 学校では、どうされているんでしょうか。なかなか意見が出ない、というときに、 司法書士に対して、何かアドバイスはありますか。子どもがシーンとしてしまった ときに、どうやってテンションをあげていくんでしょうか。

松本

やはり、考えられるちょっとしたヒントですね。答えはないけれども、やっぱりヒント、アドバイスをちょっと教師が言ってやること、教師というか司法書士の方がちょっと言ってあげることが必要じゃないかなと思います。答えは一つじゃないから、こちらの方法だけじゃない、あちらの方法もある、ちがう方法もあるというように、一つだけアドバイスするのではなく、これはどう、あれはどうと、二つ三つヒントを言ってやると、それをきっかけにいろいろな意見が出てくる。そういうふうにしていったらどうでしょうか。

浅井

なるほどね。まあ、突拍子もないことを言うこと、それを受け入れる我々が受け入れる能力が必要なんでしょうね。実際に、子どもたちが、「善い」「悪い」という枠、その枠からず一っとはみ出したところにシールを貼ってみる。そういったことでもいいんだよと、しっかり受け止めて、子どもたちの意見、考え方というのを尊重してあげる。それに対して我々が評価する、判断するのではなく、それを受け入れて考えるというのを、我々自身もチャレンジが必要なんでしょうね。

で、実際に、こういった子どもたちに対する紙芝居の取り組みが広がってきたわけなんですが、松本さんは2年生で授業をされたという報告がありました。どうしてもそのくらいの年齢では言われるままに「うん」と言っている方が精神的に安心感があるかもしれない。そういう子たち、同じ子たちが6年生になったときに同じ教材をやってみたいということですが、どうでしたか。

松本

2年生でやっていても、実際は忘れているのですね。実際に次にやってみたとき どうだろうかと、ちょっと楽しみにしているのですね。

私、ちょっと疑問に思っているのですが、「答えが無い」という言い方に疑問を 持っています。子どもたちというのは、答えを求めているというとおかしいですが、 一生懸命考えてみて「答えが無い」と言われると、「え、答えは無いの?」と思い ます。ちょっと違うのじゃないですかね。ちょっと言い方が、思いつかないです。

浅井

なるほど。答えが無い? どっちも正解? 答えは一つじゃない? うーん。 (会場、笑い)なかなかそうですね。答えが無いといったら、答えが無いのに答えるの、となりますしね。子どもたちも迷うのかな。

浅井

間違いが無い?かな? 考えないといけませんね。

(会場質問:Q) さきほど、松本さんから提言があった、広島司法書士会への注文、教材化について。広島の取り組みは面白そうだなと、実際に行って、見学した人の話を聞いても面白そうだなと。今までの実績として、紙芝居のように教材があって、それを見て、ああそうかやってみようという展開がありますが、そのあたり、今後の広島司法書士会としての取り組みの展開を含めて聞かせていただけませんか。

脇坂

そうですね。我々、一つはやっていて楽しいというのがありまして。新しいもの

を作る、苦しいといえば苦しいんですが、それに対する一種、スタッフの楽しみというのがあったりして、やめられないなあというところがあります。今までやってきて、例えば、広島の中でいうと、広島市内でやっていますが、いくつか支部がありますので、支部の中で法律教室をしたりできないかとか、そういう話はしています。

浅井

実際に、そういう教材などを充実させて、続編もつくってというような意見もありますけれども、例えばこの「解釈のちから」を小学生ではなく、高校生向けにアレンジしてみて、具体的にどう変わったかとか、いろいろな展開があるのではないか。いろいろな意見があって、いろいろな解釈があって、意見があって、法律がこんなふうに変わっていったとか。非嫡出子の相続権の問題なんかも、最高裁で何度も何度もおかしいと裁判をして、やっぱりおかしいと裁判が出て、法律が変わって、そういう事例なんかにもつなげていけるような教材かもしれませんね。

(会場質問:Q) これから、いろいろ展開があると思いますが、いろいろな先生方に使っていただけるといいんですが、それをすすめるためのネックといいますか、どのように紹介していったらいいんでしょうか。どうしたら小学校の先生にもやりやすく、こんなのは苦手だという先生にも取り組んでいただくためには、どんな工夫が考えられるんでしょうか。そのあたりを打破するために、どうしていったらいいんでしょうか。松本さん。

松本

やはり、知ってもらうことですよね、実際に。やっぱり校長先生に知ってもらう、地区で校長会がありますから、そこでちょっと発表させてもらうことができればいいです。あと、私たち、教師の研修会でしてみることもいいです。県とか市町村も研修会をしていますから、その研修会の一環として、県とか市とかの年間計画の中に、法教育の研修会を入れてもらえませんかと言うのです。法務省や文科省も力を入れていますとつけ加えるのです。それも一つの方法です。学校に尋ねて行って、校長会等で話をさせてもらうこともどうでしょう。

浅井

なるほど。上を押さえるというか、上からも広げていくと同時に、底辺からも裾野を広げていって口コミで、あるいは転校した先でもしていただきたいとお願いしていくのもいいのかなと。そのためには、きちんと教材としての「解釈のちから」があるので、それの実績というのも、全国で 10 司法書士会がやっているということで。司法書士が小学校で、ということには学校の先生方が認識の無いところを取り除いて、これだけ実績もあがっているんだというところも、これからPRしていければいいのかなと思いますので。

今日、いろいろな司法書士会から来ていただいているみなさんも参考にしていただいて、やっていただければいいのかなと思います。広島司法書士会もぜひ、教材を作っていただいたらいいのかなと思います。

あと、日司連の方で、何か具体的な情報とか、日司連の取り組みの情報とかあれば、発言していただけませんか。

森

はい、森(注:日本司法書士会連合会法教育推進委員会委員長)です。親子法律 教室については、予算の方が厳しいところもありますが、少なくとも、今年度も費 用助成は継続してするということになっていますので、今日お越しの司法書士会で まだやっていない、やってみたいというところは、ぜひ応募していただければとい うふうに思っています。

あと、もともと「解釈のちから」は3部作ということで、「相談するちから」「提案するちから」。これを日司連で予算をつけまして、2年=今年度と来年度で作成チームを作ってやろう、ということになっています。日司連は東京の四ッ谷にある

ので、予算の都合があって、旅費の問題があって。関東の東京、神奈川、埼玉、千葉から2名ずつ出ていただいて、プロジェクトチームをつくって、一度に「相談するちから」と「提案するちから」を作ろうということになっていまして。相当たいへんじゃないかとも思うんですけれども。久保山力也先生にも参加をお願いしていまして。各方面にも協力をお願いすることになるかもしれませんが、取り組んでいきたいと思っています。

浅井 それでは、会場の方からも、何かご意見といか、もっとここを聞きたいとか、この際、発言をという方がいらっしゃれば。

会場A ご存知の方も多いかもしれませんが、先ほど話題になった宣伝の仕方の件で、少しだけ情報提供と思いまして。市や府の教育委員会ももちろん大切なんですけれども、例えば、何か宣伝物を配りたいというときであれば、僕は社会科ですが、府社研とか、大阪府小学校社会科研究会とか、府小研、府中研、府高研、だいたいありますので、そういうところ、半官半民というか、だいたい会長さんを社会科出身の校長先生で、会員は社会科の教員で、そういう研究会の会長さん、事務局長さんなんかに連絡をとっていただければ、へえ、そういうのがあるんですかと、だいたいの配布物は配っていただけるので、そういう研究会がありますので、連絡をとっていただければいいのかなと思います。あと、公の組織としては教育センターといって、初任者研修などをやっているところもだいたいどこでもあります。そういうところに言えば、出張扱いで行ける研修として実施ができますので、そういうところに持ちかけるのもいいかなと思います。

浅井 ありがとうございます。そういう教科の研究会の先生を誰か知ってますかという ことで、紹介してもらったりですね。 ほかに何か、会場からご意見はないでしょうか。

小牧 事務局長の小牧美江です。今日の資料1の「基本情報」の中に、一番左の下の方に「小学校教員の見学」という欄があったと思います。実は、この質問は意図をもってアンケートの問いに入れました。というのは、小学校の教員の方に、せっかくの機会に見学してもらったらいいやんと思いまして。ですので、アンケートを各会に届けたときに、ちょっと、そのことに気づいていただけたらなと思いまして、あえて質問に入れました。

今後、会場の受入れの広さとか、いろいろ事情があるかと思いますが、せっかく 開催のチラシを小学校に配るのであれば、その際に、ぜひ、小学校の先生にも、学 校から一人でも見学に来られませんかと、アナウンスをしていけば。本当に興味の ある先生と知り合いになれるチャンスでもありますので、ぜひ、考えていただきた いと思いました。

浅井 ありがとうございます京都でもその意見があって、案内文にはそのことを書きましたが。いかがでしょうか。

脇坂 広島は、昨年度は、そういうことはやりませんでした。昨年度は、全国の司法書士会さんに見学をしませんかと案内をさせてもらいました。それに加えて小学校の 先生方にも別途ご案内するのはそれほどたいへんではありませんので、考えてみたいと思います。

中山 福岡では、これは考えてはいないんですが、以前は、北九州地区、金源さんの地 区では、その地区の校長先生が授業参観に来てくれて見てくれたということがあり

まして。先ほど、校長先生にアピールするといいというのがありましたが、実際に 現場の教員の方にももちろんですが、校長先生に見てもらうというチャンスがあれ ば、見ていただけるといいかなと思います。

浅井 次年度以降、ぜひ、意識してやっていただければなと思います。

> では、そろそろ時間になってきましたので、最後に一言ずつ。お願いできますで しょうか。

中山 私の方からは、親子法律教室につきましては、広報の仕方であるとか、日司連の 助成金の関係で開催しやすい。それから広報的な効果があって、メリットもありま すので、積極的に取り組んでおられる司法書士会も多いと思いますが、ぜひ、個別 の小学校にも積極的に行っていただきたいと思います。私自身が思うのは、一方向 的な、例えばスライドを見せて一方的に講義をして知識を与えているということと は違いまして、どんな答えが出るかわからん。まさに即興でなんですね。即興で教 える力が身につくとか、新たな発想も得ることができるということで、高校生、中 学生、それ以上の方を対象としたものとは違う醍醐味、やり甲斐を感じることがで きると思いますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただければと思います。ありが とうございました。

椛島 小学校で授業をするとき、私が初めてするとき一番怖かったのは、小学生に意見 をもとめて、その意見を拾いながら授業を進めていくので、完全なアドリブです。 なので、研修の講師を何回か経験してましたが、やっぱり一方通行ではないという のがすごい不安でした。それで、金源さんのお話しに出ていました原田大輔先生に、 「先生、どうしたらいいんですか」というふうに相談しましたら、原田先生からひ とこと。魔法のうなづきがある、相づちがあるよ。「なるほど」。(会場、笑)困っ たときは「なるほど」と言って、小学生に、必ず意見を拾いなさいと。そうすると どんどん広がっていくからと。ですから、困ったときは「なるほど」と、言っても らうと、非常にラクに授業は進められるのかなと、今までの経験上思います。

みなさんの話を聞きながら、こういうことも考えていたなと思い出したんです 金源 が、実は無茶苦茶な話ですけれども。私たち、「解釈のちから」を作っていたとき に、これは、日本だけじゃなくて、世界でも使えるものにしようよと。これを韓国 語とか、中国語とか、タイ語とか。アジアの方の教材にしてできるようにして、作 ろうよと考えたときがあるんですね。世界では7という数字がとてもラッキーで、 受け入れられやすい、ということを久保山先生が言われるもので。一応、登場人物 は7名。いつでも世界に羽ばたけるようになりますので。日司連であと2作、作っ ていただけたら、ぜひ、3巻まとめて世界の学会に持っていくくらいの気持ちでい たいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

私の方からは、教材のパッケージ化をお願いしたいということです。と、もう一 つは、学校へのアプローチです。例えば、社会科の教師は、法教育に近いのです。 だから興味をもっている方も多いと思います。とりあえず何かを学校あてに送る と、そのへんの棚にはまってしまって終わりということもあります。ところが社会 科の教師あてに送っていただくと目にとまることがあります。何か、学校に持って いくときも、校長に持って行くのもありますが、小学校でも社会科の担当の先生が あり、教科の担当がいるのです。先ほども言われていたように小教研、小学校の教 科の研究会もありますし、学校の社会科の担当というのもありますので、そういう ところを窓口に、連絡をとっていただければと思います。

松本

脇坂 少し理念といいますか、やっぱり法教育をなぜやっていくかというところで、やはり、将来の社会を作っていく、担っていく子どもたちに対しての、一つ、我々おとなの側の一つの責任だと思うんですね。それから、将来の公正な社会をつくっていくために我々は何ができるのかという、そういう視点からも、子どもの授業に少しでも関わっていきたいと思います。

小平 やってみて思うんですけれども、とてもいい教材だと思います。教材はありますんで、あとはマンパワーだけあればやれると思います。責任者をやらせていただきましたが、やってみて、それほどたいへんではありませんでした。それなりの成果もありましたし、大きな事業をやったという実績にもなりますし。ぜひ、やっていただければなと思います。

浅井 少し予定の時間を超えましたが、これで研究会を終わりたいと思います。本日は、 みなさん、ありがとうございました。

(終わり)